

「野村の証券取引約款（野村投資一任口座用）個人のお客様用」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。
さて早速ではございますが、2026 年 2 月 16 日より「野村の証券取引約款（野村投資一任口座用）個人のお客様用」を改定いたしますので、ご案内申し上げます。なお、第 4 章については、2025 年 10 月 1 日より適用いたします。

（下線部変更）

新	旧
第 1 章 基本約款 第 3 条（投資一任取引） （1）・（2）（省略） （3） 投資一任契約の申込時には、総合届出印鑑の届出その他の当社が定める手続きを要します。 第 9 条（解約事由） （1）（省略） （2）①～⑦（省略） ⑧ イ～ハ（省略） ト 前イからハのほか、お客様が、当社の業務に関して、差別的な言動、名誉を棄損する言動、侮辱的な言動、人格を否定する言動、威迫的言動、性的な言動、拘束的言動など、当社の業務に従事する者の就業環境を害するおそれのある著しい迷惑行為を行ったとき ⑨（省略） 第 11 条（変更・喪失手続） （1）①（省略） ② 総合届出印鑑、住所（居住地国を含む）、氏名その他の申込書等の記載事項や届出事項等を変更するとき ③～⑤（省略） （2）～（4）（省略） 第 24 条（免責事項） ①・②（省略） ③ この約款または法令諸規則の定めに従って、取引もしくはサービスの提供が停止・制限・中止され、もしくは取引内容が変更され、または契約もしくはサービスが解約されたことによる損害 ④～⑫（省略） ⑬ お客様がこの約款、その他の当社との契約事項（取引ルール等の当社所定の事項を含みます）または法令諸規則に反したことによって生じた損害 第 4 章 外国証券取引口座約款 第 3 条（決済会社管理証券の配当等の処理） （1）～（15）（省略） （16） お客様が前各項によって受取る配当金等および決済会社が換金した代金等の支払手続において、決済会社がその支払いを開始する日として指定した日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、決済会社および当社はその支払義務を免れるものとします。 【附則】 第 1 条（施行日） 第 3 条（16）の改定は、2030 年 10 月 1 日より施行します。 第 2 条（支払開始日が施行日前の場合の取扱い） 改定後の第 3 条（16）の規定は、同項の施行日より前の日を、支払いを開始する日として指定した配当金等および決済会社が換金した代金等についても適用します。 2026 年 2 月	第 1 章 基本約款 第 3 条（投資一任取引） （1）・（2）（省略） （3） 投資一任契約の申込時には、当社の定める本人確認書類の提出、総合届出印鑑の届出その他の当社が定める手続きを要します。 第 9 条（解約事由） （1）（省略） （2）①～⑦（省略） ⑧ イ～ハ（省略） （新設） ⑨（省略） 第 11 条（変更・喪失手続） （1）①（省略） ② 総合届出印鑑、住所（居住地国を含む）、氏名、個人番号その他の申込書等の記載事項や届出事項等を変更するとき ③～⑤（省略） （2）～（4）（省略） 第 24 条（免責事項） ①・②（省略） ③ この約款または法令の定めに従って、取引もしくはサービスの提供が停止・制限され、もしくは取引内容が変更され、または契約が解約されたことによる損害 ④～⑫（省略） （新設） 第 4 章 外国証券取引口座約款 第 3 条（決済会社管理証券の配当等の処理） （1）～（15）（省略） （新設） （新設） 2025 年 2 月

以上